

説明資料

- － 横断的な検討事項（行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み、「消費者」概念・定義規定の在り方、法目的の在り方） －

令和 8 年（2026年） 3月31日

消費者庁

目次

1. 行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み

- 検討の方向性
- 検討事項

2. 「消費者」概念・定義規定の在り方

- 検討の方向性
- 検討事項

3. 法目的の在り方

- 検討の方向性
- 検討事項

1. 行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み

検討の方向性

- 一巡目の議論では、消費者契約法において正当化のための要素を組み合わせた行為規範・契約内容規範を設けることが考えられるか、設けるとしてどのような規範が考えられるかについて、直ちに違法となるわけではない一定の契約条項類型を対象として、一定の要素（例えば、一定のソフトウェアへの適合や適格消費者団体による評価等）を満たす場合に正当化されることとする仕組みを中心に検討いただいたところ。
- この点については、いわゆるグレーリストを導入する積極的意義に関する意見や不当行為についてもグレーリストの導入を検討する必要性を指摘する意見等がある一方で、消費者の権利義務に直結する形での「正当化」の仕組みについては慎重な検討を要するとの意見や認識の齟齬・拡大解釈への懸念を指摘する意見等があった。
- これらの意見等を踏まえて、検討することが考えられるのではないか。

検討事項

正当化要素を消費者の権利義務に直結させることについては慎重な検討を要することを踏まえて、予見可能性を確保しつつ柔軟な対応を可能とする規律の在り方としては、配慮に係る規定のハードロー上の規範をソフトローにより具体化する仕組みを導入し、当面は其中で対応することが考えられるか。

(関係する主な御意見)

- 現行の消費者契約法が硬直的であり、後追いになっており、その後追い規制からの脱却というのがパラダイムシフト専門調査会の一つの命題であった。そこから脱却する、後追い規制をやめるのだ、漏れをなくすのだということからすると、あるいは消費者契約法の位置づけを健全な市場ルールと捉えるのであれば、現行の不当条項のみならず不当行為についてもグレーリストを設ける必要がある。その上で、不明確なところはソフトローで補完するという形でつくっていく必要がやはりある。
- 消費者の権利義務に直結してくるような形での正当化ということになるとすると、その正当性というのはかなり慎重に考えないといけない。自主規制等が遵守されたときに、例えば解除権については争えなくなるとか、所有権が主張できなくなるというところに直結するような形での直接的な法的効果はなかなか難しいところがある。自主的な自主規制等につながっていれば、当然解除権の制限が有効であるとか、所有権の放棄の擬制が有効であるということになるのか、裁判所によるチェックがどういう形で可能で、許されるのかという辺りを考える必要がある。
- 消費者団体が関与することによってどの範囲で個々の消費者との関係で正当化が図れるのかという点が問題となり得る。例えば、既に認められている差止請求権の場合、認められれば消費者がそれによる利益を広く享受できる。しかし、認められなかった場合に、消費者の権利義務が大きく失われるという形での影響は想定されていない。あるいは、特定適格消費者団体の団体訴訟の場合でもそうだけれども、消費者団体レベルの話と個々の消費者レベルの話は区別して考える必要がある。
- グレーリストを導入する場合には、認識の齟齬や拡大解釈が起きないように御留意いただきたい。また、あくまでもグレーという位置づけである以上、指導や助言にとどまらずに、直ちに何らかの措置に至るような運用にはならないように、段階的な対応を御検討いただきたい。
- 協議を重ねて、ソフトローについてよりよい規約をつくっていくなどの形で紛争になる前に解決するということが、より消費者の立場を理解した上でガイドラインづくりなどに参画してくれる事業者が増えていくということが理想。

2. 「消費者」概念・定義規定の在り方

検討の方向性

- 一巡目の議論では、「消費者」や「消費者契約」の概念・定義について、「消費者の脆弱性」との関係や消費者が自己の情報、時間、アテンションを提供する取引との関係を踏まえて検討いただき、メルクマールや定義自体に変更を要するとの特段の意見はなかったところ。

検討事項

①「消費者の脆弱性」との関係では、

- 消費者ならば誰しもが脆弱性を有することについては、目的規定にその旨を定める場合には、「消費者」の概念上も前提となる
- 「消費者」と「事業者」のメルクマールとの関係については、事業として又は事業のために契約の当事者となる事業者は、情報やノウハウのほか人員や設備等を含む取引のためのインフラの利用可能性により人として有し得る「脆弱性」を補うことが可能であるのに対して、そうではない消費者は「脆弱性」を有したままの状態で行関に關わることになるため、従前のメルクマールにより「脆弱性」の有無を区分可能である

と考えられるのではないか。

②消費者が自己の情報、時間、アテンションを提供する取引との関係では、現行の「消費者契約」の定義（消費者と事業者との間で締結される契約）を前提に、今後は、消費者が自己の情報、時間、アテンションを提供する契約についても「消費者契約」に含むことを自覚的に捉えていくことが考えられるのではないか。

③「脆弱性」との関係で、消費者と並べて「脆弱な事業者」を新たに消費者契約法の対象に加える必要はないと考えられるのではないか。

(関係する主な御意見)

- 目的規定において「消費者の脆弱性」ということを入れれば、定義規定に明記するかどうかにかかわらず、「消費者」は脆弱性を持つものと定義されるのではないか。
- 現行の定義規定でも格差のことは入っておらず、急に「脆弱性」が入ることには違和感があるので、定義規定は目的規定との関係でも考えるべきではないか。
- 消費者契約法において、「消費者契約」とは消費者と事業者との間で締結された契約であり、有償性は正面からは要件とされていない。個人情報とかアテンション、時間を提供する場合はそもそも無償契約ではない、あるいは負担が何かしらついている契約だという理解は可能かと思っているが、現行の枠組みを使う場合には、やはり契約があるのかどうかというところが一つの基準になる。
- 仮に消費者契約にアテンション等を加える場合、「時間」、「情報」、「アテンション」といったように明記してしまうと、それで捉えられないようなものを消費者が提供してしまった場合に対応できないおそれがあり、注意が必要ではないか。
- 脆弱性を有する中小事業者の保護については、事業者間の問題だとすれば、競争法上でも不公正な取引方法として捉えられていることから、消費者契約法で救済する必要性がどこまであるかといった点も含めて検討する必要があるのではないか。
- サービスを提供する企業の側も、恐らく法人用の契約書と個人用の契約書を分けてやっている場合もあるのかなというところもあるので、中小企業者といっても個人、法人といういろいろな形態がある以上、そこを線引いて、例えば中小企業者で法人なのだけでも規模が小さいので消費者契約法の対象にするということは、なかなか規模だけでは実務能力であるとかそういったところを判断することは難しいと思うし、ほかの大企業とかも、いろいろなところとの差を比べて、なかなかカールールとして立案するのは難しいと思う。

3. 法目的の在り方

検討の方向性

- 一巡目の議論では、各規律の在り方についての検討を踏まえ、目的規定の在り方について検討いただいたところ。
- その中で、
 - ①「消費者の脆弱性」への対応という要素や、
 - ②様々な関係主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を実現するという要素を加えるという方向性について特段の異論は出されなかった。
- これまでの意見等を踏まえて、具体的にどのような内容とすることが考えられるかについて更に検討することが考えられるのではないか。

①「消費者の脆弱性」への対応という要素との関係では、

- 消費者の誰しものが脆弱性を有すること（脆弱性が発現し得ること）
- 現在の取引環境において単に消費者の自己決定に任せるのみでは自己の利益を十分に実現し得るような十全な判断を行うことができない状況であることを踏まえることの必要性
- 消費者の脆弱性については、消費者が自律的な意思決定（あるいは合理的な意思決定）をすることができない事情として捉えることや、何らかの説明を加えることが考えられること
- 全ての人について対等な関係性でルールを定める民法と異なり、脆弱性を有する消費者と（そのような脆弱性を有しない）事業者との間での契約に関するルールを定めるものであること

②様々な関係主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を実現するという要素との関係では、

- 健全な市場の実現に向けて、事業者その他の消費者契約に関係する者が役割を果たし、連携・協働することや関係から生じる信頼が保護されるべきこと

といった点を踏まえて、目的規定を見直すことが考えられるか。

(関係する主な御意見)

- 目的規定に「脆弱性」及び「様々な関係主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、消費者が安心して安全取引に関わることができる環境を実現すること」を加えることはワーキンググループの提案として考えられるのではないかと。
- 「脆弱性のある消費者を保護する」とするよりも、いついかなる時も脆弱性が発現しない個人はおらず、人間は誰しも脆弱性を抱えているということを前提とすることが考えられるのではないかと。状況によっては脆弱性が発現しない場合には、消費者契約法の問題として想定されているようなトラブルも発現しにくいと思われる。
- パラダイムシフト専門調査会の報告書の中で、独立の決定と自律的決定の区別をやっている。つまり、介入されない決定ということは、必ずしも本人の望む利益を実現する決定になっていないという指摘がされているわけで、それを踏まえた書き方を脆弱性の理解として入れていただくといい。例えば、現在の情報環境において、単に消費者の自己決定に任せるのみでは自己の利益を十分に実現し得るような十全な判断が行えないという状況を踏まえることが必要、ということを書くといいのではないかと。
- 今まででは消費者が自分の力で選択をする力をつけましょう、ということが一番だったわけだが、自分の力でも選択ができない場合もあるというのが今の社会の非常に象徴的な問題だと思っているので、この辺りもカバーができるような形で御議論いただければ。
- 「合理的な判断をすることができない事情」というのが「脆弱性」に近いのではないかと、こういう言い回しも可能なのかなと思う。例えば一つの提案だが、今の目的規定の1条の「情報の質及び量並びに交渉力の格差」の後に、消費者基本法のように「等」というのが入ると、まず変わるのではないかと。「等によって合理的な判断ができない場合があることに鑑み」みたいな感じ。「合理的な判断」にするのか、「自律的な意思決定」にするのか、色々ありえる。
- 「脆弱性」という言葉が一般的にあまり知られていないことからすれば、目的規定に「脆弱性」という言葉を加える際、行政手続法の目的規定の「透明性」のように、「脆弱性」と書いた上で、脆弱性の内容について括弧書きで加えるという方法も考えられるのではないかと。
- 全ての人が対等な形でのルールをつくらしている民法とは異なり、消費者契約法は、(消費者は) いろいろな状況があり得るし、弱い立場に立たされることもあるという人間観、主体観を前提としたルールであることを法目的に落とし込むことになろうか。
- 自律的な意思決定を確保することで、現行の目的規定の中にも国民経済の健全な発展ということは書いてあるが、より明確に健全な市場というものをに入れてもよいのではないかと。「消費者の脆弱性」が悪用されることで健全な事業者も害されるという見方が成り立つわけで、それを考えると、消費者の保護にとどまらず、健全な事業者の保護、言い換えれば健全な市場の確保ということになるのではないかと。